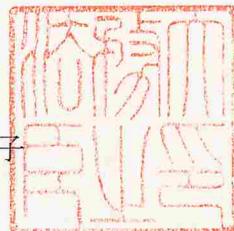


法務省人栄第182号  
令和3年7月13日

林弘法律事務所  
弁護士 山 中 理 司 様

法務大臣 上 川 陽 子



### 情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第19条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同法同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る行政文書の名称	栄典事務の手引（令和2年4月）
2 審査請求に係る開示決定等	(1) 開示決定等の日付、記号番号 令和3年4月12日 法務省人栄第100号 (2) 開示決定等をした者 法務大臣 上川陽子 (3) 開示決定等の種類 一部開示決定
3 審査請求	(1) 審査請求日 令和3年4月27日 (2) 審査請求の趣旨 本件で不開示とされた部分の全部が行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条第6号に該当するとはいえないため、本件一部開示決定の取消しを求める。
4 諮問日・諮問番号	令和3年7月12日・令和3年諮問第290号

担当課等：法務省大臣官房人事課栄典係  
〒100-8977  
東京都千代田区霞が関1-1-1  
TEL：03-3580-4111（内線2113）